

会 議 録

会 議 の 名 称		令和6年度(2024年度)第 1 回豊中市男女共同参画審議会(WEB会議併用)		
開 催 日 時		令和6年(2024年) 8月5日 (月) 15時00分 ～ 16時40分		
開 催 場 所		市役所第二庁舎5階第1会議室	公 開 の 可 否	☒ 可 ・ 不可 ・ 一部不可
事 務 局		市民協働部 人権政策課	傍 聴 者 数	2人
公 開 し な か っ た 理 由				
出 席 者	委 員	西尾委員（会長）、青竹委員（職務代理者）、倉垣委員、大内委員、 宮前委員、岩本委員、渡真利委員、河本委員、古川委員、小寺委員、奥田委員		
	事 務 局	宮城市民協働部長、山口市民協働部人権文化担当理事 津田次長兼人権政策課長、 土田主幹（女性支援担当）、小林係長、水谷主査		
	そ の 他			
議 題		1. 会長の選出及び職務代理者の指名について 2. 審議会の公開等について 3. 男女共同参画の推進について（諮問） 4. 令和5年度（2023年度）第 3 次豊中市男女共同参画年次報告書（案）について 5. その他 ・ 令和6年度に実施する取組みについて（報告）		
審 議 等 の 概 要 （主な発言要旨）		別紙のとおり		

令和 6 年度第 1 回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

日時：令和 6 年（2024 年）8 月 5 日（月）15 時～16 時 40 分

場所：WEB 会議システム「Zoom」を使用し開催

（事務局：豊中市役所第二庁舎 5 階第 1 会議室）

【出席委員】

西尾委員（会長）、青竹委員（職務代理者）、倉垣委員、大内委員、宮前委員、岩本委員
渡真利委員、河本委員、古川委員、小寺委員、奥田委員

【事務局】

宮城市民協働部長、山口市民協働部人権文化担当理事、津田次長兼人権政策課長、
土田主幹（女性支援担当）、小林、水谷、

【傍聴者】 2 名

【本審議会の開催方法について】

WEB 会議

●開会

●WEB 開催についての注意事項

●委員・事務局の紹介

●成立要件の確認

＜案件 1.会長の選出及び職務代理者の指名について＞

互選により、会長には西尾委員が、指名により、職務代理者に青竹委員が選任された。

＜案件 2.審議会の公開等について＞

会議は原則公開とすることを了承

＜案件 3. 男女共同参画の推進について（諮問）＞

西尾会長に諮問書を交付

＜案件 4.令和 5 年度（2023 年度）第 3 次豊中市男女共同参画年次報告書（案）について＞

事務局：資料 1・2 について説明

会長：ただいまの説明及び資料 1・2 について、ご質問、ご意見があればいただきたい。

委員：基本目標 4 の「あらゆる暴力を根絶する」について、DV 被害者の体験を踏まえた講演会を実施とあるが
具体的にはどのような講演会だったのか。

事務局：指定管理者が開催した事業になり、面前 DV の経験者の方が登壇されて、女性ならではの生きづらさ等
の体験とその発信を生業にもされていること、支援機関につながる大切さ等を踏まえてお話をされていました。

委員：子供さんを持たれていてその面前で暴力を受けた体験談を話されたということか。

事務局：面前 DV ということで、DV のある家庭で育てられて、その中でご自身は家庭の中で居場所もなく支援

機関にもつながっていなかった等の体験談であった。

委員：対象者はお子さんをお持ちの年代の女性となるのか。

事務局：対象は特定していない、女性の生きづらさをテーマにしていたので限定はしていない。

委員：年次報告書の現状値と目標値と策定時というのが3つあるのと2つあるのとあるが、現状値でも令和2年のもので古いものもある。現状値とは何の値となるのか。目標値の年度も違う。

事務局：第3次男女共同参画計画を策定する前年に意識調査を行ったので、その年度が令和2年度となる。P3の※1の現状値というのがその時の数値で令和2年度にあたる。目標値の年度が違うことについては、基本的に計画を策定してから5年後の令和8年度となっているが、P3の※1について、意識調査は令和7年度に実施する予定なので目標値のところを令和7年度に設定している。調査を行う年度によって若干年度がそろっていないところがある。

委員：P11の表では策定時、現状値、目標値となっているがこれはどのように理解するのか。

事務局：保健所が実施しているアンケートになる。実施時期と把握できる時期というのが、策定時は令和3年度であるが直近のアンケートが平成28年度であったということでその時の数値を表示している。現状値については受診率というところで目標値は令和5年度に50%をめざすということになっているが、数値については直近で把握している数字となる。アンケートによらない自治体の受診率ということになる。

委員：目標値と現状値というものがあって現状値が策定した頃のアンケート調査の数値であって、策定時がわかりにくい。P7の待機児童数が令和3・4年と0人であったのが令和6年に28人と数値的に大きくかわっていると思うが原因分析はされているのか。

事務局：待機児童数についてはこどもの部局から報告をうけているが、計算式は厚生労働省が示した基準に基づき算出している。目標としてはゼロの維持をめざしているし、入所できる保育所も増やしているがそれ以上に入所希望者がいると認識している。

会長：原因を分析してみてもというご意見でした。ありがとうございました。

委員：P11の受診率の件について、保健所実施のアンケートにおいて45%を50%にあげることを目標にされているが、職場検診や人間ドックを受けられる方も増えてきているので、どこで受けたかにかかわらず受診したとアンケートに回答されているのではないかと。一方、市の検診では保健所が数字を把握できるため現状値となっているのではないかと。就労女性が増えていることを考えると、勤務先で受診されると市としては把握できない。アンケートで細かく集計することがむずかしいかもしれないので、受診しているか、していないかという同じアンケートを続けているのであれば、同じ対象でみるとよいのではないかと。

会長：市で実施しているがん検診と職場等で実施しているがん検診と様々なものがあるので、どちらか、または一つのを追っていく調査をされるのがいいという意見でした。

委員：市の男性職員の育児休業取得率が高くなっているということではあるが、以前の会議でも指摘があったが、短期間の育休に集中しているのかどうか、それが多くて4割ということであれば女性の育児取得率とは違うのではないかと。また目標値がすでに4割を超えているのに30%以上となっているがもう少し書きようがあるのではないかと。

事務局：昨年度も取得率は上がっていても取得期間については短い方もいるのではないかとのご指摘だったが、豊中市では、男性の育児休暇の促進というところで必ず所属長の方から該当する職員に声をかけて、面談をして育児休暇を取得する手続きをとっている。期間については本人の希望を聞いて決定している。豊中市としては積極的に育児休暇の取得を進めている。令和6年度の取得率の目標が30%であることについては、令和3年度に策定したときはこの目標であったが、その後市長が育児休暇の取得は、100%を目指すという目標を掲げたので、実際に取得率が上がっているという現状がある。今後目標値については検討していきたいと思っている。

委員：育児休業法が改正して、どこでも該当者には事前に確認するという事になったので、豊中市だけでなく他もそうである。よかったらその時に職場と調整してある程度の期間をとれるような工夫がされていれば素晴らしい。

いなと思いました。

委員：実際にいつとられている方が多いのかを公開されることを検討されてはどうか。というのは、企業でもどれくらいの%か数字を競うような状況になっているが、実際のところ女性であれば出産された母体が回復するために必要だからその間休みたいという期間もある。しかし、男性の方が休むため、女性の方が無理して働きにいかねばならないなど、体を本来休めるべき期間であるのに制度の方を優先して、夫が休むため妻が働きに出なくてはという圧力にならないか、現状では短期間だけ育児休暇を男性がとることを企業が押し進めている圧力を感じている。育休の時期はいつがとりやすいと思われるのか、今は試行錯誤の段階であると思うが、市としてどのような時期が多いのか公開を検討されてはどうか。またフォローアップをされる方に単にしわ寄せがいくのではなくて、代替えの人員を雇う努力を企業がどれくらいしているのか、企業における問題点もあるかと思う。周囲への影響等も共にデータにいれて公開していただけるよう検討いただきたい。

事務局：豊中市では、育休を取得された方が実際取得してみてどうであったかということをこれから取得を検討されている方に話をする場を設けたりして取得を市内全体で進めている状態である。

会長：男性の育児休業の場合、かなり短いのか。女性の場合は長くっているが、一時であっても同時にとれるものではないのか。

委員：どちらが休暇をとるのかというのは家庭での話し合いとなると思うが、男性の方が取得しなければならない、100%取得を目標としている企業もあるため、そういった場合に、女性がまだ休める期間はあるがプレッシャーがかかるということで意見を述べた。女性であれば体の回復や、一か月検診などの節目できちんと回復していく経過が影響するが、男性は自分の仕事の都合や職場の圧力があるのではないかと。取得期間が非常に短期間であるということも、職場の都合が優先されているという状況がないかということも調べられたらよい。

会長：そのような状況がもしかしたらあるかもしれないので調査をしたらいいのではないかとご意見でした。

委員：一般的な企業の目線での意見として、最初は休業を試してもらうという段階であって、男性の育休を増やすという段階の企業が多いと思われる。その育休をたくさん取得して100%になったあとは取得期間をのぼそうとなった時に、休業補償というところで一般的に夫の収入の方が妻の収入より多いというパターンが多いとなると男性の育児休業について休業補償はあるが100%ではない、残業もしているとなると世帯としても収入が減ってしまうということが取得を奨励すること、休んだ間どうなるのかということが厳しいところではある。現状としては、男性が長い間休むということに抵抗のある上司もいないわけではない、ということは個人的な感想である。

委員：年次報告書にある星マークの意味がわからない。どこにも説明がないため説明を記載してほしい。事業について廃止になったものは理由を記載していただくといいのではないかと。

事務局：星マークについては最初のところにはないが、P70 ご覧いただくと重点的に取り組む施策として記載している。計画にも記載しているが、今後は外に表記をする。重点的に取り組む施策としては13項目掲げている。廃止の事業の理由については、担当課から報告を受け記載しているため書き方については差がでているので廃止の理由がわかるようにしたい。もともとは担当課からの要望で書き方を統一してほしいということで、今回理由が書けないものについてこの書き方で統一させてもらった。また原課からは毎年度やめた理由を書かないでほしいという要望もあったためこのような書き方になっている。

委員：何年度に廃止済みというような書き方にしたほうがわかりやすいのではないかと。

委員：重点的に取り組む施策13項目について、新規や拡充という項目がほとんどない。重点的に取り組むのであればメリハリをつけるということが必要なのではないかと。

事務局：ご意見のとおりではあるが、重点施策ではなくても拡充している事業もある。各担当課が計画に基づいて事業を行っているが、どうしても担当課においても予算等もあるため重点施策に対して毎年度拡充や新規を求めるものむずかしい。

会長：この実施報告については、事務局より各課に依頼をして、その回答を回収して審議会で報告しているものと思うが、その際にできるだけ拡充してほしいという声かけはしているのか。

事務局：継続等の項目については担当課に選んでもらっている。内容の表現については事務局とやりとりはしている。

会長：星マークについて重点施策の3とか4ということでよいのか。

事務局：重点施策の★3というのが男性に対する男女共同参画の推進で★4は市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実となっている。

会長：その一覧はどこにあるのか。

事務局：計画の概要版 P5、P6、計画であれば P15、P16 に記載している。計画は委員に就任していただいたときにお渡ししている。

会長：P9 の参考項目について、これは最近の数値か。

事務局：平成 27 年の国勢調査の時のものとなる。

会長：全国平均と比べて豊中市は専業主婦が多いエリアであるかそうではないか、高齢化が進行している等、何か言われているか。

事務局：豊中市は M 字カーブの谷が全国より深くなっている。明確な理由はわからないが推測では通勤族の方が多くて谷が深いのではないかとということが担当課との話ではあったことがある。高齢化については、全国平均よりは少ないが 25%は超えているので人口の 4 分の 1 以上は 65 歳以上となる。

会長：専業主婦率については奈良が非常に高いということで有名である。だいたい都市部の方が専業主婦率は高い。兵庫県では芦屋市や西宮市、宝塚市は全国的にも高い。おそらく豊中市も都市部で、通勤族が多いという話であったが専業主婦も多いのかなということがわかった。労働力率が低いということもわかった。

委員：取り組み事項について、新しいことをすることはそんなに簡単ではないので継続しているものについて、していることが件数が増えたときに拡充にできるのかなと思う。継続しているということもすごく有意義であるので、それを宣伝してもいいのではないか。子育て給付課の実施状況について離婚のときの養育費の協議が成立しなくても法定養育費ということで請求できる制度が 2 年以内に施行されるのでそういったことを周知していくということも重要になってくる。

事務局：養育費の関係はこども未来部で公正証書の補助金とかやっているが、制度がかわっていくこともあるし、母子父子センターもあることから、今後こども未来部と連携しながら対応していく。

委員：DV があっても共同親権になる可能性があるということで、DV の問題を変える、おそろしいという思いをされているということも聞くので DV 対策ということで今後宣伝していただけたらと思う。

事務局：人権政策課で DV 被害者支援を行っているのでその際にも情報提供していけたらと思う。

委員：M 字カーブのことで 2022 年の審議会の時も分析されるといっていたが、そこからの進捗はないのか。全国ではほぼフラットになってきているので、早めの解消が望まれると思われる。

＜案件 5. その他について＞

事務局：資料 4 及び年次報告書の公表スケジュールについて説明

会長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればいただきたい。

委員：女性活躍推進事業者認証制度は今後変わっていくものだと思うが、現状、ジェンダー平等の教育のために男女の力の差はないという前提のもとで、女性の側が今まで男性しかいなかった社会の枠内に無理やり合わせられているような気持ちをもたれて就業している方もいらっしゃると思う。もちろん経済的理由などから、二人で働くというのは家庭の事情であり、その決断というのは社会がどうということではないが、市として、国として、女性が活躍と書いているが、外で働くことを活躍だと定義しているのであれば、女性の視点をいれてワークライフバランスであるとか、女性がどのような時間帯で働きたいのか、どのような働き方をしたいのかを吸い上げている企業かどうかを、認証制度できちんと評価されている確認する必要がある。認証制度そのものも、そのあたりが評価できる制度なのかを見直していかないといけない。制度の見直しの体制や審議される場合はどのように設定されているのか。

事務局：認証制度については認証の要件として 4 つの大きな項目を設けている。一つ目が推進体制及び職場風

士の改善、ワークライフバランスについては働きやすい職場環境、3つ目として女性の活躍推進、4つ目として情報開示ということで、この項目のうち複数の項目に取り組んでいることで認証をしています。この認証制度を設けた理由としては、国においてはえるぼし、くるみん、大阪府においてはいきいき事業者登録、認証、表彰制度があるが、豊中市は事業者の規模が小規模のところが多く、国や大阪府の制度についてはハードルが高いことから、女性活躍推進に取り組んでいただくために国等より少しハードルが低い認証制度を市として設けた。認証制度については、一度認証を受けたら終わりではなく取り組み状況については報告してもらうため、事業者において取り組みが進んでいるかどうかについても確認していきたい。制度自体も今後社会情勢等の変化に応じて見直す必要はある、見直す際には場合によっては審議会でご意見をいただくこともあると考える。

委員：制度そのものがまだ形成段階か思い質問した。身近な例では、引越し業者や、配送等の25キロ、30キロといった重たいものを持つ業種で働いている女性に対し、男性であれば容易にできることへの配慮について、雇用の場で困ったときにフィードバックできる仕組みが行政にあればよいと思う。

会長：女性総合支援事業について、困難な問題を抱える女性への支援に今後力をいれていかれるということであるが、総合窓口はどこが管轄となるのか。

事務局：人権政策課が所管となる。

会長：女性の支援というと就労支援のことが思い浮かぶが、多くの女性がDV被害でメンタルがしんどい状況にあるとか精神的にしんどいという方たちもおられる。総合窓口を開設することによりそういう方たちを救っているという面もあるかと思う。他市ではまずは適切な診療が受けられるために心療内科のリストを作ろうかというような話もでていた。

事務局：案件4で最初に事業に関する質問の補足ですが、面前DVから逃れてというイベントに関してのご質問について、表題は「自己責任論から考える貧困と暴力―面前DVから逃れて」というもので、ねらいとしては、幼い頃から貧困が原因で様々な困難に翻弄されてきた講師により、自己責任論が困窮者をさらに追い詰める実態を明らかにし、暴力防止に向けた啓発の機会とし、「女性に対する暴力をなくす運動」の意義を共有することである。また、面前DVの被害と影響を知ることによって、“子ども”が経験するDVを広く市民に理解してもらうということや講師がインターネットやSNSで発信をして活動をしているということで、幅広い世代にも周知することをねらいとした指定管理者が実施した事業となる。対象者も一般市民を対象としたイベントであった。

委員：DVは非常に問題が深く、以前も紹介したかもしれないが、総合的に男性の力というのは中一くらいから以降は80歳以上となるまでずっと成年女性の力を上回っている。大体成人男性と女性の差が1.5倍以上ある。密室や家庭内でいたときにどうしても力関係というものが生じてしまう。このためDVという問題がどうしても女性側が対処しなくてはいけないケースが多くなる。力の差についていかに教育、周知するのかについては、周知することで悪用されないかという懸念もあるが、まずはこのようなイベントでそのような場面がある、そこをどのように克服した、どのような課題があるということを周知していただくことから始めていただけたらと思う。

以上